



連結自己資本の充実の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、15.88%となりました。連結自己資本は、組合員の普通出資によつています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	めぐみの農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,787百万円（前年度4,843百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	35,584	35,670
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,843	4,787
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	30,835	30,986
うち、外部流出予定額(▲)	71	71
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 23	▲ 31
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	▲ 0	▲ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	423	431
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	423	431
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,006	36,101
<コア資本に係る調整項目>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20	13
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	13
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20	13
<自己資本>		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	35,986	36,087
<リスク・アセット等>		
信用リスク・アセットの額の合計額	231,003	219,432
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(▲)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,892	7,739
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	248,895	227,171
<連結自己資本比率>		
連結自己資本比率 (ハ)／(ニ)	14.45%	15.88%

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

注2 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

注3 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

連結自己資本の充実度に関する事項

(1)信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,656	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,647	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,107	—	—
地方公共団体金融機構向け	602	60	2
我が国の政府関係機関向け	801	80	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	440,879	88,175	3,527
法人等向け	16,579	6,374	254
中小企業等向け及び個人向け	10,363	6,065	242
抵当権付住宅ローン	87,996	30,148	1,205
三月以上延滞等	996	280	11
取立未済手形	134	26	1
信用保証協会等保証付	37,783	3,738	149
出資等	2,837	2,837	113
(うち出資等のエクスポージャー)	2,833	2,833	113
上記以外	50,085	92,978	3,719
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対 象資本調達手段に係るエクスポージャー)	27,947	69,869	2,794
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー)	827	2,068	82
(うち上記以外のエクスポージャー)	21,310	21,040	841
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ ジャー	524	237	9
(うちルックスルー方式)	524	237	9
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(▲)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	690,997	231,003	9,240
合計(信用リスク・アセットの額)	690,997	231,003	9,240

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	17,892	715
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	248,895	9,955

注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注5 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(2)信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,594	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,026	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	13,507	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	601	60	2
我が国の政府関係機関向け	801	80	3
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	427,623	85,524	3,420
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	16,348	4,973	198
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	11,805	6,467	258
（うちトランザクター向け）	70	31	1
不動産関連向け	93,712	26,756	1,070
（うち自己居住用不動産等向け）	88,581	24,994	999
（うち賃貸用不動産向け）	5,130	1,762	70
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	1,354	502	20
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	56	10	0
取立未済手形	77	15	0
信用保証協会等による保証付	39,545	3,907	156
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	2,788	2,788	111
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	44,810	87,760	3,510
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当す るもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー）	27,947	69,869	2,794
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー）	685	1,713	68
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	16,177	16,177	647
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ ージャー	666	584	23
（うちルックスルー方式）	666	584	23
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—

他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計	687,321	219,432	8,777
合計(信用リスク・アセットの額)	687,321	219,432	8,777
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	7,739		309
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	225,677		9,027

注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,739
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	309
BI	5,159
BIC	619

注 オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P19、82)をご参照ください。

(2) 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の信用格付業者による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	894	879	—	—	912	902	—	13
	林業	8	7	—	—	10	9	—	—
	水産業	4	4	—	—	6	6	—	—
	製造業	1,229	164	1,002	14	1,628	328	1,202	21
	鉱業	—	—	—	—	0	0	—	—
	建設・不動産業	1,787	426	701	66	1,746	481	701	190
	電気・ガス・熱供給・水道業	8,731	12	8,719	—	8,832	11	8,821	—
	運輸・通信業	4,411	40	4,307	—	4,381	43	4,307	—
	金融・保険業	470,430	—	1,002	—	457,366	—	1,202	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,775	951	1,404	18	3,732	814	1,404	163
	日本国政府・地方公共団体	38,487	6,124	32,362	—	43,341	6,202	37,139	—
	上記以外	93	89	—	83	98	94	—	78
	個人	140,503	140,447	—	813	144,180	144,125	—	942
その他		20,005	—	—	—	20,414	926	—	—
業種別残高計		690,362	149,147	49,501	996	686,654	153,946	54,779	1,411
1年以下		439,013	832	401		428,566	842	200	
1年超3年以下		3,086	2,785	300		3,601	2,899	701	
3年超5年以下		6,190	4,787	1,403		5,239	4,536	702	
5年超7年以下		6,101	3,695	2,406		6,406	3,598	2,808	
7年超10年以下		9,241	5,432	3,808		11,890	5,383	6,506	
10年超		165,699	124,519	41,180		171,104	127,244	43,860	
期限の定めのないもの		61,028	7,094	—		59,846	9,441	—	
残存期間別残高計		690,362	149,147	49,501		686,654	153,946	54,779	

注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

注4 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

注5 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- (2) 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- (3) 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	427	423	—	427	423	423	431	—	423	431
個別貸倒引当金	966	848	23	942	848	848	861	0	848	861

(5)業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	11	—
	製造業	22	17	—	22	17	—	17	17	—	17	17	—
	建設・不動産業	101	79	—	101	79	—	79	103	—	79	103	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	68	34	—	68	34	—	34	34	—	34	34	—
	上記以外	68	57	2	65	57	—	57	61	—	57	61	—
個人		705	659	21	684	659	—	659	633	0	658	633	—
業 種 別 計		966	848	23	942	848	—	848	861	0	848	861	—

注 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

(6)信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,594	—	2,594	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	31,026	—	31,026	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	12,580	9,268	12,580	926	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	601	—	601	—	60	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	801	—	801	—	80	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	427,623	—	427,623	—	85,524	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	16,327	203	16,327	20	4,973	30
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	11,481	3,239	9,742	323	6,467	64
（うちトラザクター向け）	45	—	705	—	70	31	45
不動産関連向け	20～150	93,712	—	93,399	—	26,756	29
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	88,581	—	88,353	—	24,994	28
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	5,130	—	5,046	—	1,762	35
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	490	275	467	18	502	103
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	56	—	56	—	10	19
取立未済手形	20	77	—	77	—	15	20
信用保証協会等による保証付	0～10	39,545	—	39,079	—	3,907	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	2,788	—	2,788	—	2,788	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	44,795	—	44,795	—	87,760	196
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—

(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	27,947	—	27,947	—	69,869	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	695	—	695	—	1,739	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	16,151	—	16,151	—	16,151	100
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	666	—	666	—	584	88
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	219,432	—

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(7) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,026		—		—		—		—		—		31,026			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—			
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	13,507		—		—		—		—		—		—	13,507		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
地方公共団体金融機構向け	—		601		—		—		—		—		—	601		
我が国の政府関係機関向け	—		801		—		—		—		—		—	801		
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	427,623		—		—		—		—		—		—	0	427,623	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—		—		—		—		—		—		—	—	—	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	11,022		5,113		—		—		—		211		—	—	0	16,348
(うち特定貸付債権向け)	—		—		—		—		—		—		—	—	—	—
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—	
株式等	—			—			2,788			—			—		2,788	
	45%				75%				100%				その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	70				6,734				458				2,803			10,066
(うちトランザクター向け)	70				—				—				—			70
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	23,594	2,781	10,807	—	—	—	4,645	3,588	—	8,678	—	34,258	88,353			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他		合計			
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	3,406	301	—	1,252	—	15	—	—	56	—	14		5,046			
	70%			90%			110%			112.50%			150%	その他	合計	
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	—			—			—			—			—	—	—	

	60%		その他			合計	
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	—		—			—	
	100%		150%		その他		合計
不動産関連向けうちADC向け	—		—		—		—
	50%	100%		150%	その他		合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	209	32		243	1		486
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—		—	56		56
	0%	10%	20%	100%	その他		合計
現金	2,594	—	—	—	—		2,594
取立未済手形	—	—	77	—	—		77
信用保証協会等による保証付	—	39,068	—	—	10		39,079
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—		—
共済約款貸付	—	—	—	—	—		—

注 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(8) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和5年度		
			格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	—	44,107	44,107
	リスク・ウェイト	2%	—	—	—
	リスク・ウェイト	4%	—	—	—
	リスク・ウェイト	10%	—	41,627	41,627
	リスク・ウェイト	20%	7,414	441,014	448,428
	リスク・ウェイト	35%	—	85,532	85,532
	リスク・ウェイト	50%	8,220	751	8,971
	リスク・ウェイト	75%	—	8,047	8,047
	リスク・ウェイト	100%	—	24,810	24,810
	リスク・ウェイト	150%	—	71	71
	リスク・ウェイト	250%	—	28,765	28,765
	その他		—	—	—
リスク・ウェイト		1250%	—	—	—
計			15,634	674,728	690,362

注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は信用格付業者による依頼格付のみ使用しています。

注3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るものなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(9) 資産（オフ・バランス取引等を含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の 合計額（CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	605,237	9,268	10	603,756
40%～70%	23,537	786	10	23,573
75%	6,651	1,734	10	6,734
80%	—	—	—	—
85%	512	742	10	586
90%～100%	680	247	10	702

105%～130%	56	—	—	56
150%	228	151	10	243
250%	2,788	—	—	2,788
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	15	57	10	17
合計	639,708	12,987	10	638,458

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

(1)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減方法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、当JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。当JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P19、88）をご参照ください。

(2)信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	8	—
中小企業等向け及び個人向け	38	615
抵当権付住宅ローン	0	2,181
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	22
上記以外	11	15
合 計	58	2,834

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

（単位：百万円）

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	90	2,108
自己居住用不動産等向け	—	47,021
賃貸用不動産向け	—	14

事業用不動産関連向け	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	53
中央精算機関関連	－	－
上記以外	－	－
合 計	91	49,198

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産(固定資産)等が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスク(※)に関する事項

該当する取引はありません。

※派生商品(デリバティブ)取引において、相手方の信用力を評価額に反映させる調整額(CVA)が、相手方の信用力の低下等により変動するリスクのこと。

マーケット・リスク(※)に関する事項

当JAは、自己資本比率算出、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

※金利、為替、株式等の様々なリスクの要因が変動することにより、資産・負債の価値の変動、資産・負債から生み出される収益の変動によって損失を被るリスクのこと。

一定要件を満たす場合、自己資本比率算出においてマーケット・リスクを不算入とすることができる。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P20)をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1)出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P91)をご参照ください。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	211	211	219	219
非 上 場	29,906	29,906	29,918	29,918
合 計	30,117	30,117	30,138	30,138

注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
39	7	－	5	12	－

(4) 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
8	15	9	42

(5) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	524	666

金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、当JAの金利リスクの算定手法に準じた手法により行っています。当JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (P92) をご参照ください。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	4,309	3,216	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	103	491
3	スティープ化	5,742	5,092		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	778	1,627		
7	最大値	5,742	5,092	103	491
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	35,986		36,087	